
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 1 号
令和 6 年 5 月 15 日

那覇市監査委員	上	地	英	之
同	宮	城		哲
同	城	間		貞
同	前	泊	美	紀

令和 5 年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について（公表）

令和 5 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長、那覇市議会議長及び那覇市選挙管理委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、次のとおり公表します。

後期定期監査の結果に伴う措置状況について

(1) 共通事項

ア 歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(コ)の歳入事務については、調定をしなければならない日から遅れての調定となっている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定められている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

(ア)物品自治会負担分(調定日:令和4年11月29日) 外5件

(まちづくり協働推進課)

(イ)令和4年度日仏共同製作新作舞台作品 公演(調定日:令和4年4月1日) 外1件 (文化振興課)

(ウ)那覇文化芸術劇場なは一と施設使用料納付の猶予に伴うマイナス調定(調定日:令和4年7月30日) (文化振興課)

(エ)那覇文化芸術劇場なは一と既納使用料の還付にかかるマイナス調定(調定日:令和4年7月30日) 外2件 (文化振興課)

(オ)令和4年度沖縄振興特定事業推進費補助金(崇元寺跡保存整備事業)(文化財課)

(カ)伊江殿内庭園 歴史生き生き! 史跡等総合活用整備補助(文化財課)

(キ)首里金城の大アカギ天然記念物再生事業(文化財課)

(ク)龍潭線街路整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務(文化財課)

(ケ)住友財団文化財維持・修復事業助成金について(文化財課)

(コ)(公財)朝日新聞文化財団文化財保護助成金について(文化財課)

□ 注意事項に関する措置

(ア)物品自治会負担分(調定日:令和4年11月29日) 外5件

(まちづくり協働推進課)

(ア)については、歳入事務に当たっては那覇市会計規則に則った適正な事務の執行を行うよう職員への注意喚起と周知徹底を図り、今後、このようなことがないように、適正な事務処理に努めてまいります。

(イ)令和4年度日仏共同製作新作舞台作品 公演(調定日:令和4年4月1日) 外1件 (文化振興課)

(ウ)那覇文化芸術劇場なは一と施設使用料納付の猶予に伴うマイナス調定(調定日:令和4年7月30日) (文化振興課)

(エ)那覇文化芸術劇場なは一と既納使用料の還付にかかるマイナス調定

(調定日:令和4年7月30日) 外2件 (文化振興課)

(イ)～(エ)については、歳入調定事務については、会計規則を遵守し、定められた期間内に調定を行うように、課内で周知しました。今後は、職員研修の機会を活用し、会計事務に必要な知識の習得に努めてまいります。

(オ) 令和4年度沖縄振興特定事業推進費補助金(崇元寺跡保存整備事業)
(文化財課)

(カ) 伊江殿内庭園 歴史生き生き! 史跡等総合活用整備補助(文化財課)

(キ) 首里金城の大アカギ天然記念物再生事業 (文化財課)

(ク) 龍潭線街路整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務 (文化財課)

(ケ) 住友財団文化財維持・修復事業助成金について (文化財課)

(コ) (公財)朝日新聞文化財団文化財保護助成金について (文化財課)

(オ)～(コ)については、今後、適正な事務処理が行われるよう課内職員へ関係規則等を周知徹底するとともに、担当とグループ長によるダブルチェックを行うことで再発防止に努めます。

イ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて(注意事項)

次の(ア)～(カ)の歳入事務について、那覇市会計規則第20条第1項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、認識の誤り等により遅れて会計管理者へ通知している。

那覇市会計規則第21条第1項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めている。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

(ア) なは一と施設使用料 許可番号22073 外5件 (文化振興課)

(イ) 那覇市歴史博物館所蔵資料撮影使用料(調定日:令和4年4月25日)
(文化財課)

(ウ) 壺屋焼物博物館要覧売払い収入2023年3月2日分 (文化財課)

(エ) 産業廃棄物処分業更新許可手数料(調定日:令和4年5月6日)
(環境政策課)

(オ) 産業廃棄物収集運搬業許可更新手数料 (環境政策課)

(カ) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新手数料 (環境政策課)

□ 注意事項に関する措置

(ア) なは一と施設使用料 許可番号22073 外5件 (文化振興課)

(ア)については、調定決定調書兼通知書の提出の遅れについては、職員の会計規則の認識不足や失念によるものであるため、同様な事例が生じないように課内で周知しました。今後は、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。

(イ) 那覇市歴史博物館所蔵資料撮影使用料(調定日:令和4年4月25日)
(文化財課)

(ウ) 壺屋焼物博物館要覧売払い収入 2023 年 3 月 2 日分 (文化財課)

(イ)～(ウ)については、今後、適正な事務処理が行われるよう課内職員へ関係規則等を周知徹底するとともに、担当とグループ長によるダブルチェックを行うことで再発防止に努めます。

(エ) 産業廃棄物処分業更新許可手数料(調定日:令和4年5月6日)
(環境政策課)

(オ) 産業廃棄物収集運搬業許可更新手数料 (環境政策課)

(カ) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新手数料 (環境政策課)

(エ)～(カ)については、課内で那覇市会計規則第20条第1項を再確認し、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書を速やかに会計管理者に通知することを注意喚起することにより事務の遅れがないよう対処します。

ウ 契約期間を遡及させる契約について(注意事項)

次の(ア)～(ク)の契約については、契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日の前日までに行われた行為を追認する旨の条項(以下「追認条項」という。)を設けることにより、契約期間を遡及させる契約となっている。

地方自治法第234条の解釈として、地方財務実務提要2(地方自治制度研究会編集)によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立させるよう行われたい。

(ア) 支所等特定信書・手数料輸送業務委託 (ハイサイ市民課)

(イ) 首里支所庁舎清掃業務委託 (ハイサイ市民課)

(ウ) キャッシュレス対応券売機保守・サポートサービス契約
(ハイサイ市民課)

(エ) 住民記録システム入力業務におけるRPAライセンス保守及び利用契約 (ハイサイ市民課)

(オ) 小禄支所庁舎会議室等施設における鍵管理システム及び施設予約システム導入事業契約 (ハイサイ市民課)

(カ) ホームページ維持管理業務委託 (文化財課)

(キ) 市指定文化財及び市所有文化財清掃業務委託 (文化財課)

(ク) 伊江御殿別邸庭園清掃等業務委託 (文化財課)

□ 注意事項に関する措置

- (ア) 支所等特定信書・手数料輸送業務委託 (ハイサイ市民課)
 - (イ) 首里支所庁舎清掃業務委託 (ハイサイ市民課)
 - (ウ) キャッシュレス対応券売機保守・サポートサービス契約
(ハイサイ市民課)
 - (エ) 住民記録システム入力業務における R P A ライセンス保守及び利用契約 (ハイサイ市民課)
 - (オ) 小禄支所庁舎会議室等施設における鍵管理システム及び施設予約システム導入事業契約 (ハイサイ市民課)
- (ア)～(オ)については、同様の事例が生じないよう課内で周知徹底いたしました。今後は、関係法令等を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。

- (カ) ホームページ維持管理業務委託 (文化財課)
 - (キ) 市指定文化財及び市所有文化財清掃業務委託 (文化財課)
 - (ク) 伊江御殿別邸庭園清掃等業務委託 (文化財課)
- (カ)～(ク)については、当初予算議決後、速やかに入札を実施し、契約の始期までに契約ができるよう努めます。

エ 予定価格の設定漏れについて（注意事項）

次の(ア)及び(イ)の業務委託については、予定価格が設定されていなかった。

当該業務委託は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約となっているが、那覇市契約規則第 22 条に基づき、随意契約においても予定価格を定める必要がある。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

- (ア) 環境啓発事業・出前講座業務 (環境保全課)
- (イ) 議場音響映像設備点検保守業務委託 (調査法制課)

□ 注意事項に関する措置

- (ア) 環境啓発事業・出前講座業務 (環境保全課)
 - (ア)については、プロポーザル方式による業者選定の際、予定価格調書を必要としないと誤認していたため、今後は関係法令を遵守し、予定価格を設定してまいります。
 - また、同様な事項が起きないように職員へ注意喚起と周知徹底を図ります。

- (イ) 議場音響映像設備点検保守業務委託 (調査法制課)
 - (イ)については、那覇市契約規則第 22 条に基づき予定価格を定める必要があることを議会事務局職員全員に周知しました。
 - 今後は、規則を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

オ 1 者見積による随意契約について（注意事項）

次の(ア)及び(イ)の業務委託については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号で定める「競争入札に付することが不利と認められるとき」により随意契約を締結しており、1 人の者から見積書を徴している。

当該条項第 6 号に基づく場合には、経済的な不利益の有無を検証する必要があるため、2 人以上の者から見積書を徴す必要がある。

契約事務に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 歴史博物館受付及び料金徴収業務委託 （文化財課）

(イ) パレット市民トイレ清掃保守管理業務委託 （クリーン推進課）

□ 注意事項に関する措置

(ア) 歴史博物館受付及び料金徴収業務委託 （文化財課）

(ア)については、随意契約の締結に当たっては、適用する根拠条文を確認し、関係規則を遵守した、適正な事務処理に努めます。

(イ) パレット市民トイレ清掃保守管理業務委託 （クリーン推進課）

(イ)については、令和 6 年度につきましては、ご指摘のとおり対応いたしました。今後も関係法令を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。

(2) 各部署の指摘事項等

【市民文化部】

○ 市民生活安全課

ア 産業廃棄物の処理が含まれる契約における完了確認について（要望事項）

令和 4 年度スクールゾーン標識撤去業務委託の契約内容は、スクールゾーン標識看板の撤去、切断及び廃棄となっている。

当該委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条の 3（建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外）第 1 項の適用により、発生する産業廃棄物の処理責任は元請業者となる。

同法の一部改正を受け、平成 23 年 3 月 30 日付環廃産第 110329004 号通知に添付の「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」によると、「2.2 発注者等の関係者の責務と役割」（9 ページ）の解説「(1) 発注者の責務と役割」において、「工事が終わった時は元請業者に報告させ、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認する」こととされている。

産業廃棄物の処理が含まれる契約に当たっては、元請業者が提出する完了届にマニフェスト伝票の写しを添付させることなどを定め、適正な処理が確認できるよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

産業廃棄物の処理が含まれる契約については、完了届出にマニフェスト伝票の写し等を添付させることを定め、廃棄物について法令に基づき適切な処理を行っているか確認を行うよう努めます。

○ まちづくり協働推進課

ア 適正な額の収入印紙の貼付について（注意事項）

なは市民協働プラザ清掃業務委託については、契約金額 1 千 78 万円に対し、当該委託契約書に貼付されるべき収入印紙の額は 1 万円であるが、2 千円の印紙が貼付されていた。

印紙税法には、課税文書の種類及び印紙税額等が定められており、契約事務を進めるに当たっては、関係法令を遵守し、収入印紙の金額を確認する等、適正な処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、契約事務を進めるに当たっては印紙税法他、関係法令を遵守し適正な処理を行うよう職員への注意喚起と周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認作業を行うなど、今後、このようなことがないように、適正な事務処理に努めてまいります。

○ 文化振興課

ア 資金前渡及び概算払いにおける精算事務の遅れについて（注意事項）

資金前渡及び概算払いの精算事務については、失念による遅れが資金前渡は 8 件、概算払いは 22 件ある。

資金前渡の精算については、那覇市会計規則第 57 条第 1 項において、経費の区分に応じ、当該各号に定める期間内に精算し、精算報告書に証拠書類を添えて会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

また、概算払いの精算については、那覇市会計規則第 62 条第 1 項は「概算払を受けた者は、用務を終了した日から 7 日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。」と定めている。

資金前渡及び概算払いにおける精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

資金前渡及び概算払いにおける精算事務については、会計規則を遵守し、定められた期間内に精算を行うように、課内で周知しました。今後は、財務会計システムの「資金前渡・概算払整理簿」や「未精算一覧表」を適宜確認し、精算遅れがないようにチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。

イ 備品の管理について（注意事項）

備品管理事務において、所管替えしたものや廃棄の際の台帳未登録などにより現物と備品台帳が一致していない。また、台帳の記載項目である「設置場所等」の記載がないもの、備品シールの貼付がないものが見られた。

備品の管理に当たっては、那覇市物品会計規則第20条（処分）、第23条（管理換え及び所属換え）、第25条（台帳等）等に定められており、関係規則を遵守し、適切な手続きをされたい。

□ 注意事項に関する措置

備品の管理については、物品会計規則を遵守し、適切な事務処理を行うように、課内で周知しました。今後は、備品台帳と現物を適宜確認し、適正な備品管理に努めてまいります。

○ 文化財課

ア 歳入調定（事後調定）遅れについて（注意事項）

次の(ア)及び(イ)の事後調定については、当月毎に一括して調定をするべきところ、失念により遅れての調定となっている。

那覇市会計規則第20条第2項では、その性質上収納前に調定をすることができないものについては、当該歳入が収納された後、速やかに調定をしなければならないとされ、ただし、収納の都度調定をすることにより当該事務以外の事務に著しい支障を及ぼすと認められる歳入については、毎月末日現在における当該月に収納された歳入の調定を一括して行うことができると定められている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 玉陵 文化財入園料（4月収納分）

(イ) 識名園 文化財入園料（4月収納分）

□ 注意事項に関する措置

今後、適正な事務処理が行われるよう課内職員へ関係規則等を周知徹底するとともに、担当とグループ長によるダブルチェックを行うことで再発防止に努めます。

イ 随意契約時における事務処理について（注意事項）

文化財試掘調査に伴う磁気探査業務（12件）については、那覇市契約規則第20条第1項第6号に基づく随意契約とし、見積書の徴取を1人の者からの合見積としている。

那覇市契約規則第23条において、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。

同規則逐条解説では、随意契約といえども競争性等を確保する必要があることから、見積書の徴取は2人以上の者から行うことを原則としたものである。

随意契約時における事務処理に当たっては、公平性、競争性を確保するため、特定の事業者に偏ることがないように、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

随意契約の締結に当たっては、適用する根拠条文を確認し、関係規則を遵守した、適正な事務処理に努めます。

○ 選挙管理委員会事務局

ア 契約事務における適用条項の誤りについて（注意事項）

参議院議員通常選挙執行事業の期日前投票所会場等に係る労働者派遣基本契約については、当初、期日前投票所会場等に係る人員を募集し雇用する予定であったが、必要な人員を確保できず、残りの人員を確保するため、労働者派遣業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約をしている。

当該条項第5号は、緊急の必要により競争入札に付することができないとされており、予定された業務の遅れを理由に同号を適用することは適正ではない。

契約事務に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項を踏まえ、適切な事務処理を行うよう事務局内で周知しました。今後このような事態が起こらないよう、関係法令を確認して適正な事務処理に努めてまいります。